

## 足立区労働報酬審議会

担当課： 総務部契約課  
根拠条例等： 足立区公契約条例 第12条  
設置年月日： 平成25年11月26日  
委員定数： 6人以内  
任期： 2年  
所掌事務： 労働報酬下限額について調査・審議すること。

	氏名	区分	役職
1	渡部 典子	学識経験者	会長
2	澤江 紀子	学識経験者	副会長
3	田中 克己	事業者代表	委員
4	設楽 潔	事業者代表	委員
5	伊藤 好磨	労働者代表	委員
6	中村 修一	労働者代表	委員